

後期高齢者医療制度における  
保険料算定の基本的な考え方

平成19年11月

秋田県後期高齢者医療広域連合

# I 保険料算定の考え方

## 1. 総論

- 後期高齢者医療制度では、医療にかかる費用のうち、被保険者が医療機関の窓口で支払う負担金を除き、公費（国、県、市町村）が5割を負担し、現役世代からの支援金（若年者の保険料）が4割を負担、残りの1割を被保険者一人ひとりから保険料として納めていただくことになっています。
- 保険料は、本広域連合の議会で議決された条例において定める保険料率に基づき、被保険者の前年度の所得をもとにして本広域連合が決定します。
- 保険料率は、住んでいる市町村を問わず、県内均一となります。
- 制度の安定した財政運営を確保するため、2年ごとに保険料率を設定します。
- 平成20年度及び平成21年度の保険料率は、11月末開催予定の広域連合議会において正式に決定されます。

## 2. 保険料の算定方法等

### (1) 保険料の賦課区分について

保険料は被保険者全員が頭割で負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

- ① 均等割額は、被保険者全員が等しく、条例で定める定額を課せられます。
- ② 所得割額は、被保険者の所得（総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額）に、条例で定める所得割率を乗じた額になります。なお、年金収入のみの被保険者の場合、収入額153万円以下の場合には、所得割額は課せられません。

## (2) 保険料率について

保険料率は、法及び政省令の定めるところにより、以下のようにして設定されます。

### ① 保険料賦課総額の算出

- 広域連合では、制度の安定した財政運営を確保するために、2年単位で費用と収入を見込んで保険料率を算定します。
- 本広域連合の医療等の給付に要する費用や保健事業、審査支払手数料、葬祭費など制度運営に必要な費用から、国、県、市町村の負担金などの収入を差し引いて保険料賦課総額を算出します。

### ② 保険料率の算出

- ①により算出した総額を、所得係数に応じて均等割総額と所得割総額に按分します。
- この総額から、次のようにして保険料率（均等割額、所得割率）を算出します。

#### ア 均等割額の算出

$$\text{均等割額} = \text{被保険者均等割総額} \div \text{被保険者の見込総数}$$

#### イ 所得割率の算出

$$\text{所得割率} = \text{所得割総額} \div (\text{被保険者の総所得金額等の見込み} \\ - \text{基礎控除 } 33 \text{ 万円}) \text{ の広域連合内の総額}$$

## 3. 賦課限度額について

賦課限度額は、政令では年額50万円を超えないこととされたことから、本広域連合条例においても、賦課限度額は年額50万円を設定する予定です。

#### 4. 保険料の軽減について

##### (1) 低所得世帯に属する方の軽減措置

所得の低い世帯に属する被保険者については、次の表の基準により、被保険者均等割額を軽減します。これは、現在の市町村の国民健康保険と同様です。

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減割合
ア 33万円	7割
イ 24.5万円×当該世帯に属する被保険者の数+33万円 (被保険者である当該世帯主を除く。)	5割
ウ 35万円×当該世帯に属する被保険者の数+33万円	2割

※ 総所得金額等とは、例えば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額をいいます。ただし、軽減の判定については、65歳以上の公的年金所得については、これからさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

※ 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも、その方の所得は軽減判定の対象となります。

##### (2) 健康保険など被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

○ 後期高齢者医療制度に加入する直前に、健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、これまで保険料を負担してこなかったことを考慮して激変緩和のため、制度加入時から2年間、所得割がかからず、均等割額を5割軽減します。

○ 現在、国において、平成20年4月から9月までの6ヶ月間は、均等割額の徴収を凍結すること、10月から平成21年3月までの6ヶ月間は、5割軽減後の額をさらに9割軽減すること、及びこの措置に係る財源については国が負担することを検討しています。

※ 被用者保険とは、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険及び共済組合等の公的医療保険の総称です。